

水道料金改定素案等について 手数料等改定素案について



令和3年7月26日

第3回 西条市使用料等審議会

西条市環境部水道業務課

目 次 1

第3回審議会について

水道料金改定素案等について

- 1 西条市の水道料金の現状について
- 2 水道料金統一案のポイント
- 3 水道料金統一案について
- 4 公衆浴場の水道料金について

手数料等改定素案について

- 1 手数料等の見直しについて
- 2 手数料等の見直し案のポイント
- 3 手数料等の見直し案について

2

第3回審議会について1

第1回審議会 R3.3.19

- 水道事業の現状と課題等について
- 料金改定等の必要性について

料金改定・料金体系
統一の必要性確認

第2回審議会 R3.6.28

- 料金体系の統一について

審議

水道料金体系統一案

第3回審議会 R3.7.26

- 水道料金改定素案について等

審議

水道料金改正素案等

第4回審議会 R3.8下旬

- 答申書について

答申案の協議



市長に
答申

3

水道料金改定素案等について

4

1 西条市の水道料金の現状について 1

4 地区の基本料金、従量料金（税別）

西条地区

基本料金		超過料金	
種類	金額(円)	段階区分	金額(円)
専用給水装置	900	11㎡～	150
共用給水装置	610	11～25㎡	100
		26～50㎡	120
		51㎡～	130

丹原地区

基本料金		超過料金		
口径	金額(円)	口径	段階区分	金額(円)
13mm	1,050	13mm	11㎡～	150
20mm	2,600	20mm	21㎡～	150
25mm	4,200	25mm～	31㎡～	150
30mm	4,500			
40mm	4,900			
50mm	5,500			
75mm	5,700			
100mm	6,100			

東予地区

基本料金		超過料金	
用途	金額(円)	段階区分	金額(円)
家庭用	900	11㎡～	150
団体用	2,500	21㎡～	150
営業用	2,500	21㎡～	150
湯屋用	11,380	101㎡～	150
工場用	14,500	101㎡～	150
船舶用	160	2㎡～	160
臨時用	2,200	11㎡～	200

小松地区

基本料金		超過料金		
口径	金額(円)	口径	段階区分	金額(円)
13mm	750	13mm	9～25㎡	150
			26㎡～	180
20mm	3,500	20mm～	26㎡～	220
25mm	4,000			
30mm	4,500			
40mm	5,500			
50mm	7,000			
75mm	8,500			

5

1 西条市の水道料金の現状について 2

地域間格差

家庭の水道料金の地域間格差は縮小されている

(円、メーター使用料込、税別)

口径	種類/用途	R1平均使用水量 (1か月)	西条地区	東予地区	丹原地区	小松地区	一般的な用途	最高額と最低額の差
13mm	専用/家庭用	16m ³	1,880	1,880	2,030	2,030	家庭用	150
20mm	専用/家庭用	31m ³	4,190	4,190	4,390	4,960		770
25mm	専用/営業用	92m ³	13,360	13,460	13,660	18,900	家庭用以外	5,540
30mm	専用/営業用	134m ³	19,760	19,860	20,360	28,740		8,980
40mm	専用/営業用	291m ³	43,400	43,500	44,400	64,370		20,970
50mm	専用/営業用	331m ³	50,250	50,350	51,850	75,520		25,270
75mm	専用/営業用	416m ³	63,500	63,600	65,300	96,220		32,720

家庭以外の水道料金の地域間格差は縮小されていない

6

2 水道料金統一案のポイント 1

水道料金統一案作成時のポイント

- よりシンプルな料金設定に
- 丹原地区の料金表をベースに
- 西条・東予地区の激変緩和
- 一般的な家庭用の基本水量
- その他の基本水量
- 使用水量の少ない水道使用者と料金改定

全案共通

全案共通

全案共通

選 択

選 択

参 考

7

2 水道料金統一案のポイント2

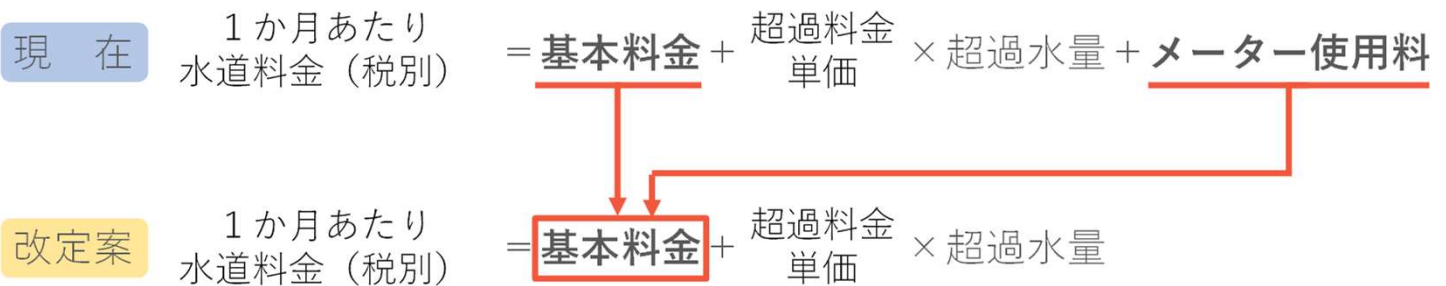
1 よりシンプルな料金設定に

全案共通

① メーター使用料を基本料金に含める

現在 1 か月あたり
水道料金（税別）
$$= \text{基本料金} + \text{超過料金単価} \times \text{超過水量} + \text{メーター使用料}$$

改定案 1 か月あたり
水道料金（税別）
$$= \text{基本料金} + \text{超過料金単価} \times \text{超過水量}$$



② 超過料金は1 m³ 150円とする

用途や口径などによって、異なっていた超過料金単価を単一とすることで、分かりやすい料金設定となるよう案を作成しました

8

2 水道料金統一案のポイント3

2 丹原地区の料金表をベースに

全案共通

- ✓ 安心・安全な水道水を供給し続けるためには、
 - 給水人口の減少に対応した料金設定を行う必要がある
 - 将来の 施設更新に係る費用を確保 する必要がある

➡ 料金水準の引き上げ もしくは 維持

- ✓ 水道使用者の生活や経営への影響があることから、
 - 統一による 急激な負担の増加をできる限り避ける 必要がある

➡ 4 地区いずれかの料金表をベースとする

条件に最も適していると考えられる

丹原地区の料金表

をベースに案を作成しました



9

2 水道料金統一案のポイント4

3 西条・東予地区の激変緩和

全案共通

現在 口径の大きさにかかわらず、
西条地区：給水装置の種類によって水道料金が決まる
東予地区：用途によって水道料金が決まる

改定案 口径の大きさによって水道料金が決まる

現在の1か月当たりの基本料金 (税別)

地区	口径	用途	基本水量	基本料金
西条地区	25mm	専用給水装置	10m ³	900円
東予地区	25mm	家庭用	10m ³	900円
丹原地区	25mm	-	30m ³	4,200円

口径別の料金体系では、口径が大きくなるほど使用水量が多くなる傾向に合わせ、大口径では基本水量を多く設定し、その分基本料金も高く設定

激変を緩和するため、**基本水量を下げ、その分基本料金も下げて**案を作成しました

10

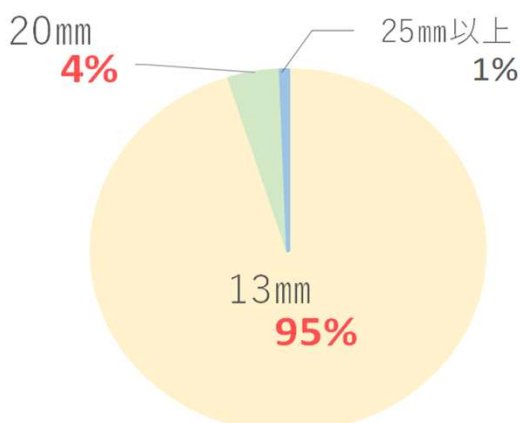
2 水道料金統一案のポイント5

4 一般的な家庭用の基本水量①

選 択

基本水量制の役割

- 公衆衛生の観点から、基本料金に一定の水量を付与することにより、一定量の水使用を促すこと
- 一般的な家庭用の水道使用者の基本料金部分の1m³当たりの料金を低く抑え、家庭への負担を軽くすること



図：R1年度東予地区家庭用・口径別割合

一般的な家庭用とは？

一般的な家庭用の口径は、

○13mm

もしくは

○13mmと20mm

ということができ、これらの口径の基本水量を何m³に設定するか検討する



11

2 水道料金統一案のポイント6

4 一般的な家庭用の基本水量②

選 択

これまでの基本的な家庭用の基本水量の考え方

1 か月 10 m^3 の基本水量は、標準世帯（4 人家族）1 か月の使用水量を 22 m^3 程度と見込み、基礎的に必要とされる生活用水の量がその約半分と考え、シビル・ミニムムとして設定された。 出典：「水道財政と料金」小松秀雄著

※シビル・ミニムム・・・市民生活に必要とされる最低限の生活環境基準

現在は・・・

- 核家族化など生活スタイルの変化
- 環境問題に対する意識の高まり
- 水回り関連機器に係る節水技術の向上

口径	平均使用水量	生活用水量
13mm	17.5 m^3	8.8 m^3
20mm	18.5 m^3	9.3 m^3

表：R1年度西条市における一般的な家庭の1か月平均使用水量等

案

基本水量について

- ① 13mmと20mmを 10 m^3 とする
- ② 13mmを 8 m^3 、20mmを 9 m^3 とする
- ③ 13mmと20mmを 8 m^3 とする

12

2 水道料金統一案のポイント7

5 その他の基本水量

選 択

一般的な家庭用（口径25mm以上を除く）以外の基本水量については、

- 西条・東予地区の激変を緩和する
 - 一般的な家庭用と想定される水道使用者の最大口径は30mmである
- 以上2点に配慮して、案を作成しました

案

基本水量について

- ① 25mm以上を 10 m^3 とする
- ② 25mmと30mmを 10 m^3 、40mm以上を 20 m^3 とする

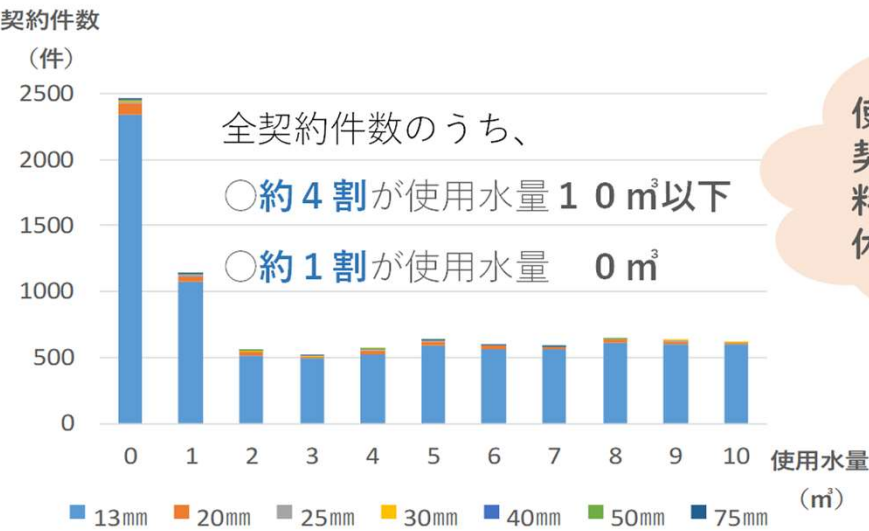
13

2 水道料金統一案のポイント8

6 使用水量の少ない水道使用者と料金改定

参 考

西条市には多くの少量利用者がおり、料金改定をきっかけに休止が選択された場合には、**大幅な収益の減少**もありうるため、値上げになる料金改定を検討する場合には特に重要となる視点の1つである



使うことがあるかもしれないから契約しているけれど、料金が高くなったから休止しようかしら・・・



図：R1年度1か月当たりの使用水量10m³以下の契約件数（口径別）

3 水道料金統一案について1

A 案：丹原地区の料金水準に最も近い案 平均改定率2.4%

(税別)

メーター口径	基本水量	基本料金	超過料金 (1m³当たり)
13mm	10m³まで	1,130円	10m³を超えるもの 150円
20mm		1,240円	
25mm		1,360円	
30mm		1,760円	
40mm		2,250円	
50mm		3,700円	
75mm		4,400円	
100mm		5,300円	

3 水道料金統一案について2

B案：口径の大きさに応じた負担となる案 平均改定率1.2%

(税別)

メーター口径	基本水量	基本料金	超過料金(1m ³ 当たり)
13mm	8m ³ まで	900円	8m ³ を超えるもの 150円
20mm	9m ³ まで	1,110円	9m ³ を超えるもの 150円
25mm	10m ³ まで	1,360円	10m ³ を超えるもの 150円
30mm		1,760円	
40mm	20m ³ まで	3,750円	20m ³ を超えるもの 150円
50mm		5,200円	
75mm		5,900円	
100mm		6,800円	

16

3 水道料金統一案について3

C案：水道使用量に応じた負担となる案 平均改定率1.1%

(税別)

メーター口径	基本水量	基本料金	超過料金(1m ³ 当たり)
13mm	8m ³ まで	900円	8m ³ を超えるもの 150円
20mm		990円	
25mm	10m ³ まで	1,360円	10m ³ を超えるもの 150円
30mm		1,760円	
40mm		2,250円	
50mm		3,700円	
75mm		4,400円	
100mm		5,300円	

17

3 水道料金統一案について4

水道料金統一案について、
別紙によりご説明いたします。

18

4 公衆浴場の水道料金について1

公衆浴場：温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設
※公衆浴場法に基づき都道府県知事の許可を得なければならない

一般公衆浴場：地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令によって入浴料金が統制されているいわゆる「銭湯」の他、老人福祉センター等の浴場

その他の公衆浴場：保養・休養を目的としたヘルスセンター・健康ランド型のもの、ゴルフ場やアスレチックジム等スポーツ施設に併設されるもの、工場等に設けられた福利厚生のための浴場、サウナ、個室付き公衆浴場、移動入浴車、エステティックサロンの泥風呂等

◆他法令に基づき設置され衛生措置の講じられているものは公衆浴場法の適用外

19

4 公衆浴場の水道料金について 2

○一般公衆浴場の入浴料金は、物価統制令により統制されており、その額は各都道府県知事が指定している

公衆浴場入浴料金の統制額（平成26年8月1日告示第905号）より

区分	大人 （12歳以上）	中人 （6歳以上12歳未満）	小人 （6歳未満）
統制額	400円	150円	60円

○住宅への浴室の保有率の高まりによる利用者数の減少などによる一般公衆浴場の減少傾向に歯止めをかけるため、国や自治体が必要な措置をとることを定めた法律が制定されている

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、**公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずる**ことにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

20

4 公衆浴場の水道料金について 3

愛媛県内の公衆浴場用料金設定の現状

公衆浴場用料金設定	西条市を除く県内10市のうち	西条市の現状
一般公衆浴場のみ	7市	
公衆浴場全般	1市	東予地区
なし	2市	西条地区 丹原地区 小松地区

一般公衆浴場のおかれている経営環境や「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」より、**一般公衆浴場については別の料金設定を設けるべきと考える**



21

4 公衆浴場の水道料金について 4

一般公衆浴場の料金設定について検討する

物価統制令により入浴料金の統制額が指定されていることから、一般公衆浴場の料金設定を行う場合には、通常の料金設定と比較して、負担の軽いものとなるよう、配慮する必要がある

湯屋用料金を採用している**東予地区の料金表**をベースに案を作成しました

$$1 \text{ m}^3 \text{あたり水道料金（税別）} = \text{基本料金} \div \text{基本水量}$$

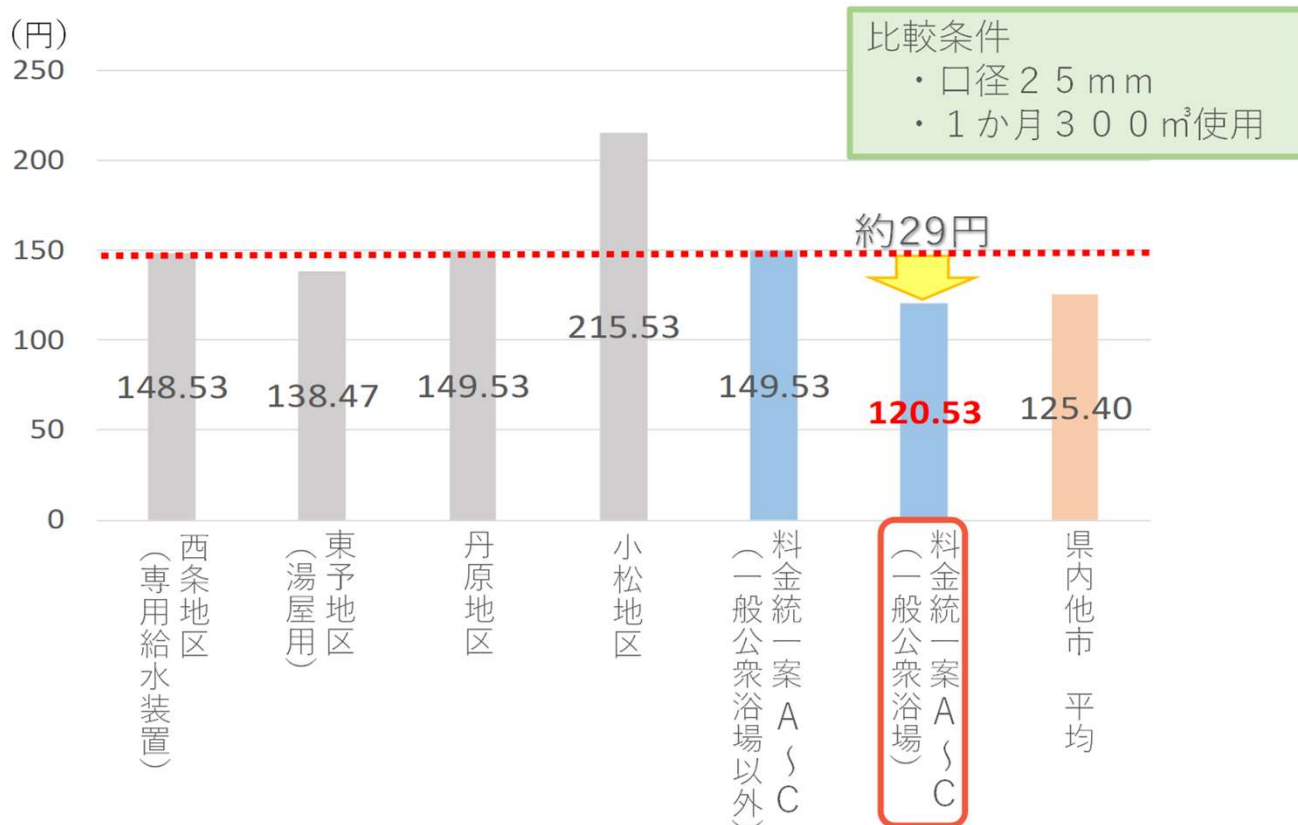
現 在	100 m ³ まで	113.8 円	= 11,380 円 ÷ 100 m ³
	100 m ³ を超える	150 円	
改定案	基本水量を 超える	<u>120 円</u>	

基本料金および基本水量については、各料金改定案と同様とし、**超過料金の減額**により負担を軽減します

22

4 公衆浴場の水道料金について 5

1 m³当たりの一般公衆浴場用水道料金（税別）の比較



23

手数料等改定素案について

24

1 手数料等の見直しについて 1

西条市としての使用料及び手数料の見直しの動き

一部の使用料等について、合併以後長年にわたり据え置きとなっていたため、市民全体の負担の公平性の観点などを踏まえ、受益者負担の適正化に向けた検討を行い、令和2年度から使用料等の改定を行った



この動きを受け、水道事業においても手数料等の見直しを検討する

25

1 手数料等の見直しについて 2

見直しの対象とする手数料等

名 称	徴収する場合	金額（税別）	消費税
設計審査手数料	指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合	1, 0 0 0 円	非課税
工事検査手数料	指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合	1, 0 0 0 円	非課税
給水装置再開手数料	水道の使用を休止して2年以内に水道の使用を再開する場合	4, 7 6 1 円	課税
再設加入金	水道の使用を休止して2年を経過し、水道の使用を再開する場合	1 9, 0 4 7 円	課税

26

2 手数料等の見直し案のポイント 1

① 原価計算に基づいた手数料等とする

設計審査、工事検査、メーター設置にかかる費用を計算し、見直し案に反映しました

② 水道の使用を再開する場合の手数料をシンプルに

現在、水道を再開するための手数料等は、水道の使用を休止してからの期間が2年以内か2年を超えるかで異なっていますが、市民の方に分かりやすい手数料とするため、期間に関わらない手数料へ変更する案としました



27

3 手数料等の見直し案について 1

手数料等の見直し案

名 称	徴収する場合	金額（税別）	消費税
設計審査手数料	指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合	1, 5 0 0 円	非課税
工事検査手数料	指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合	2, 2 0 0 円	非課税
給水装置再開手数料	水道の使用を休止して、水道の使用を再開する場合	5, 0 0 0 円	課税

※再設加入金は廃止

ありがとうございました

第 3 回 西条市使用料等審議会
西条市環境部水道業務課

1 水道料金統一改定素案について

(1) 料金統一案

- ①
- A 案

： 丹原地区の料金水準に最も近い案

平均改定率 2.4%
- B 案

： 口径の大きさに応じた負担となる案

平均改定率 1.2%
- C 案

： 水道使用量に応じた負担となる案

平均改定率 1.1%

平均改定率	西条地区	東予地区	丹原地区	小松地区	全体
A案	5.4%	4.7%	-0.6%	-7.2%	2.4%
B案	4.7%	3.3%	-1.7%	-8.7%	1.2%
C案	4.6%	3.1%	-1.8%	-8.7%	1.1%

A案 ※税別

水道料金表	メーター口径	基本水量	基本料金(円)	超過料金(1㎡当たり)
	13mm	10㎡まで	1,130	10㎡を超えるもの 150円
	20mm		1,240	
	25mm		1,360	
	30mm		1,760	
	40mm		2,250	
	50mm		3,700	
	75mm		4,400	
	100mm		5,300	

B案 ※税別

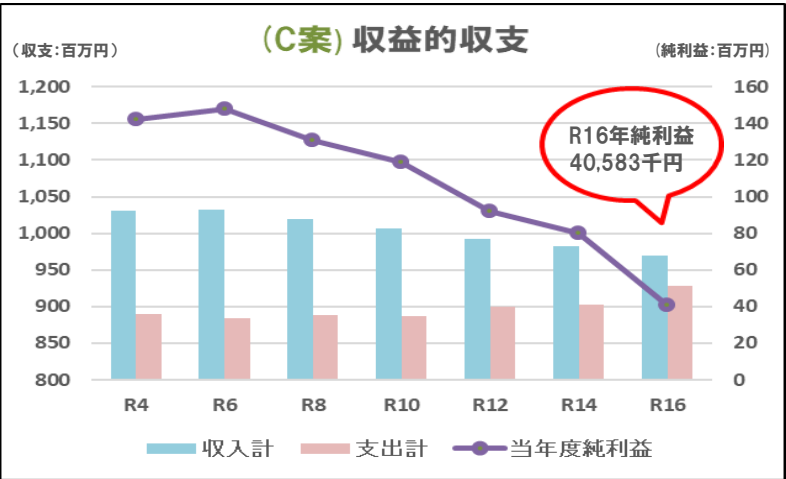
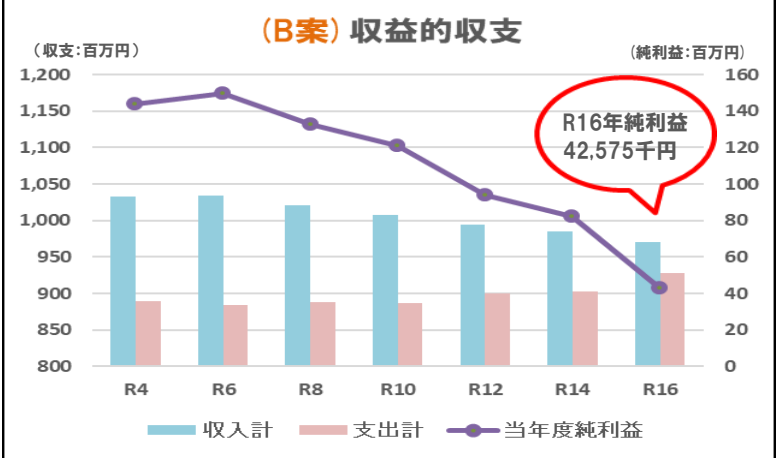
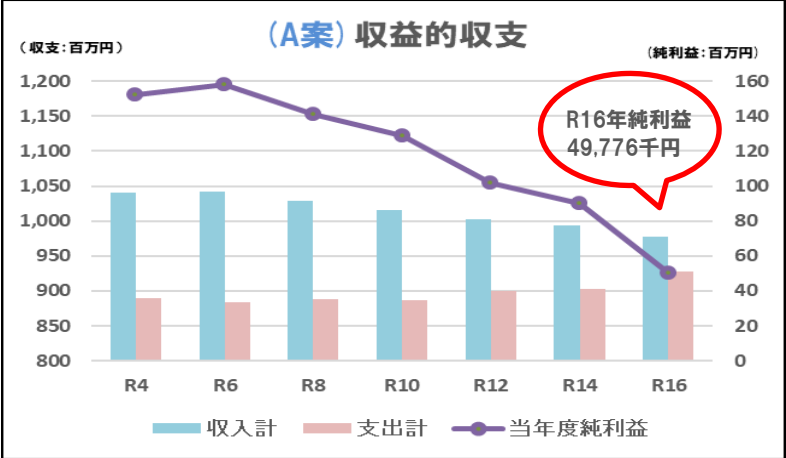
水道料金表	メーター口径	基本水量	基本料金(円)	超過料金(1㎡当たり)
	13mm	8㎡まで	900	8㎡を超えるもの 150円
	20mm	9㎡まで	1,110	9㎡を超えるもの 150円
	25mm	10㎡まで	1,360	10㎡を超えるもの 150円
	30mm		1,760	
	40mm	20㎡まで	3,750	20㎡を超えるもの 150円
	50mm		5,200	
	75mm		5,900	
	100mm		6,800	

C案 ※税別

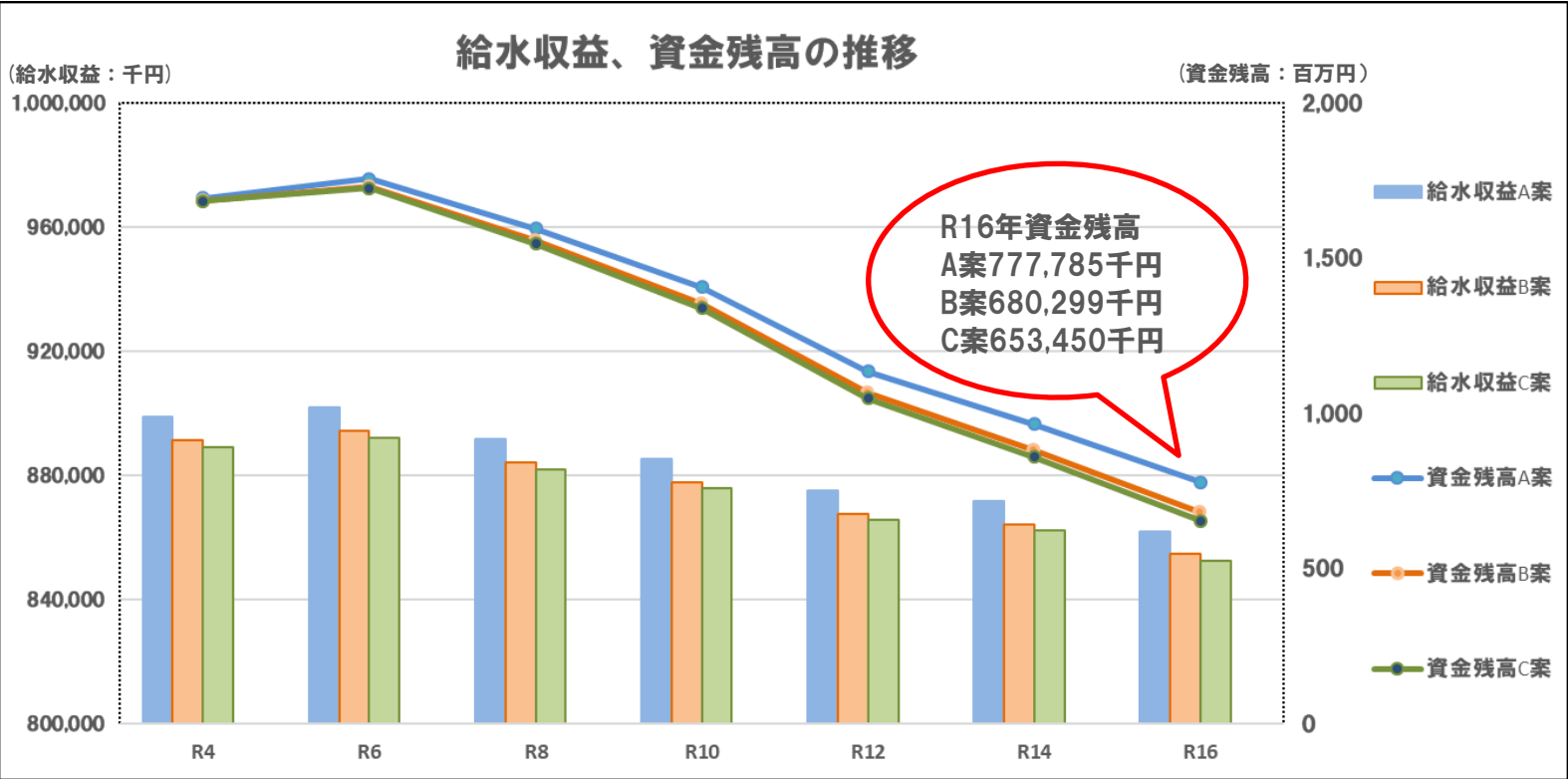
水道料金表	メーター口径	基本水量	基本料金(円)	超過料金(1㎡当たり)
	13mm	8㎡まで	900	8㎡を超えるもの 150円
	20mm		990	
	25mm	10㎡まで	1,360	10㎡を超えるもの 150円
	30mm		1,760	
	40mm		2,250	
	50mm		3,700	
	75mm		4,400	
	100mm		5,300	

別紙1

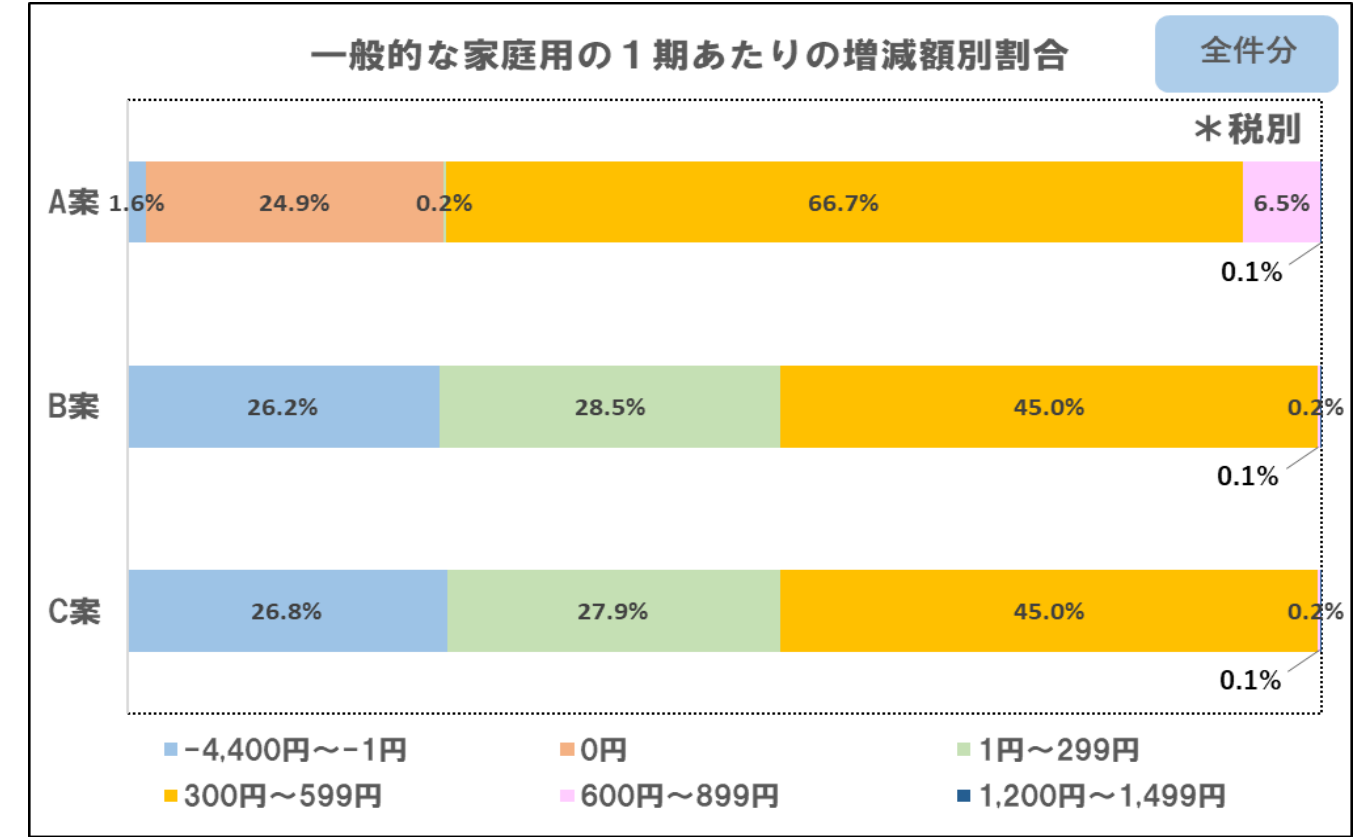
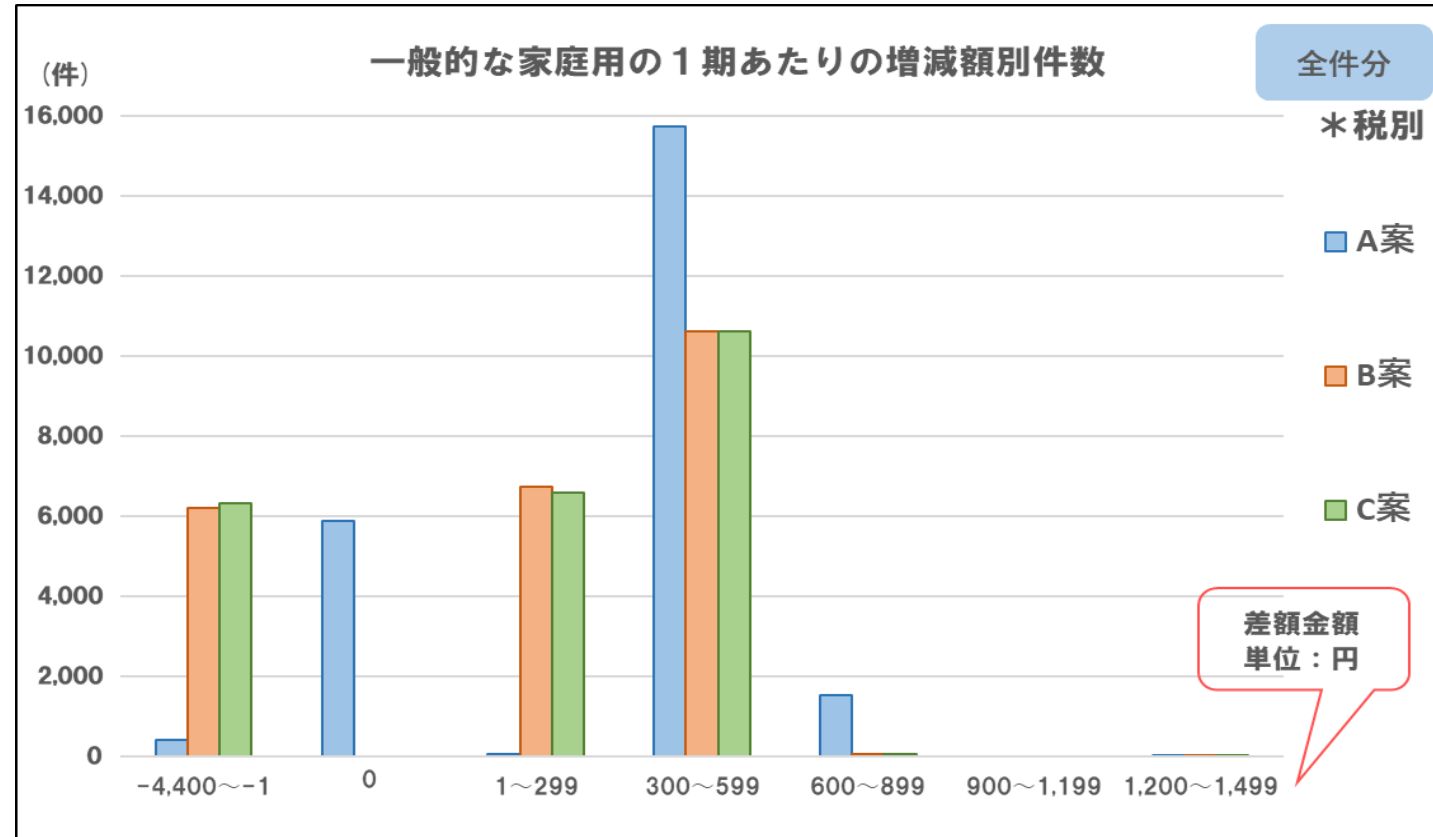
②改定案別収益的収支と純利益推移



③改定案別給水収益及び資金残高の推計



④水道料金改定における影響(一般的な家庭用)



⑤水道料金改定における影響(一般的な家庭用以外)

